

## 情報・システム研究機構職員定年前再雇用規程

〔 令和 5年 7月31日  
制 定 〕

### (趣旨)

第1条 この規程は、情報・システム研究機構職員就業規則（以下「就業規則」という。）第21条の3第5項の規定に基づき、職員の定年前再雇用について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において定年前再雇用短時間勤務職員とは、就業規則第21条の3第2項に規定する職員をいう。

### (対象者)

第3条 定年前再雇用の対象となる者は、就業規則第21条の3第1項に規定する満60歳以上退職者とする。

### (定年前再雇用の申出)

第4条 定年前再雇用を希望する者は、就業規則により職員を退職する日（基準年齢に達した日後における最初の3月31日をいう。以下「退職予定日」という。）の9ヶ月前までに所属の長に申出るものとする。この場合において、所属の長は、当分の間、職員が満60歳に達する日の属する事業年度（4月1日から翌年の3月31日までの一事業年度をいう。以下同じ。）の前事業年度において、当該職員に対し、情報の提供及び勤務の意思の確認をするよう努めるものとする。

2 前項の基準年齢は60歳、61歳、62歳、63歳及び64歳とする。

### (採用)

第5条 本部及び各研究所は、定年前再雇用短時間勤務職員候補者を選考した場合には、所属、職名、選考理由及び職務内容を明記し、当該候補者の人事記録を添え、機構長に推薦するものとする。

2 機構長は、定年前再雇用短時間勤務職員候補者について、基準に基づき審査し、選考の結果を、当該者の退職予定日の3ヶ月前までに、定年前再雇用短時間勤務職員候補者及び本部で採用する場合にあっては事務局長、研究所で採用する場合にあっては研究所長に通知するものとする。

- 3 前項に定める基準は、次の各号に掲げる基準によるものとし、いずれの基準にも該当する者を定年前再雇用短時間勤務職員として採用することができる。
- 一 機構を退職後も引き続き勤務を希望していること。
  - 二 過去に減給以上の懲戒処分を受けていないこと。
  - 三 退職前3年間における勤務成績が良好であり、年次有給休暇及び病気休暇等を除いた出勤率が80%以上であること。
  - 四 定期健康診断等の結果、産業医が定年前再雇用する上で支障がないと判断していること。
  - 五 機構（大学共同利用機関法人に関する省令の施行日前の国立極地研究所、国立情報学研究所（学術情報センターを含む。）、統計数理研究所及び国立遺伝学研究所に在職していた期間を含む。）の勤続年数が10年以上であること。
  - 六 退職予定日における職務の級が一般職（一）3級以上の級が適用されていること。
  - 七 前6号に定めるもののほか、特定の分野について特に高度の専門的な知識、経験、技術、技能、資格のいずれかを有すること。

#### （任期）

- 第6条 定年前再雇用短時間勤務職員の任期は、採用の日から定年退職日相当日（就業規則第21条の3第1項に規定する定年退職日相当日をいう。）までとする。
- 2 前項に規定する採用の日は、退職予定日に応じて、基準年齢に達した日後における最初の4月1日とする。

#### （解雇）

- 第7条 定年前再雇用短時間勤務職員が次の各号の一に該当する場合は、解雇することができる。
- 一 勤務成績又は業務能率が著しく不良の場合
  - 二 心身の故障のため職務の遂行に著しい支障があり、又はこれに堪えない場合
  - 三 その他職務に必要な適格性を欠く場合
  - 四 事業活動の縮小により剰員を生じた場合
  - 五 天災地変その他やむを得ない事由により、機構の事業継続が不可能となった場合
  - 六 病気以外の理由によって欠勤が引続き60日に及んだ場合
  - 七 その他前各号に準ずるやむを得ない事由がある場合

#### （給与）

- 第8条 定年前再雇用短時間勤務職員の給与は、基本給及び諸手当とする。
- 2 定年前再雇用短時間勤務職員の基本給は、別表第1に定めるその者の属する職務の級に応じた基本給月額に、次条の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間

を38.75で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- 3 定年前再雇用短時間勤務職員に支給する諸手当は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - 一 都市手当
  - 二 広域異動手当
  - 三 通勤手当
  - 四 単身赴任手当
  - 五 航空手当
  - 六 極地観測手当
  - 七 時間外勤務手当
  - 八 休日給
  - 九 在宅勤務手当
  - 十 期末手当
  - 十一 勤勉手当
- 4 前項第10号の期末手当及び第11号の勤勉手当にかかる期別支給割合は、別表第2のとおりとし、職務が専門職員である者の役職段階別加算割合は、100分の10とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、定年前再雇用短時間勤務職員の給与については、情報・システム研究機構職員給与規程第1条から第9条まで、第20条、第21条、第22条、第27条、第27条の2、第29条、第30条、第31条、第32条、第33条、第34条、第34条の2、第35条、第36条及び及び第39条の規定を準用する。

#### （勤務時間）

- 第9条 定年前再雇用短時間勤務職員の勤務時間は、1週間あたり15時間30分から31時間の範囲内とし、1日につき7時間45分とする。
- 2 1週間の勤務日数は2日、3日又は4日とし、土曜日及び日曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、休日を設けることができるものとする。

#### （年次有給休暇）

- 第10条 定年前再雇用短時間勤務職員の年次有給休暇は、一の事業年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の事業年度において、1週間の勤務日数ごとに別表第3のとおりとする。
- 2 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものは除く。）は、退職予定日前に付与されていた年次有給休暇又は前事業年度に付与された年次有給休暇の20日を超えない範囲内の残日数及び残時間数を限度として、当該事業年度の翌事業年度に繰り越すことができる。

(勤務時間及び休暇等)

第11条 前2条に定めるもののほか、定年前再雇用短時間勤務職員の勤務時間及び休暇等については、情報・システム研究機構に勤務する職員の勤務時間、休暇等に関する規程の規定を準用する。この場合において、同規程中「一の年」とあるのは、「一の事業年度」と読み替えて準用するものとする。

(退職手当)

第12条 定年前再雇用短時間勤務職員には、退職手当は支給しない。

(規則の準用)

第13条 この規程に別段の定めがある場合を除き、定年前再雇用短時間勤務職員に、就業規則のうち、第9条、第14条(第2項、第4項及び第5項を除く。)、第15条から第18条(第15条第1項第4号及び第6号並びに第2項を除く。)、第19条(第2号及び第7号を除く。)、第20条、第23条第3項、第24条、第25条、第26条、第28条から第36条、第37条の2、第40条から第43条、第44条、第45条から第48条、第49条、第50条、第51条、第53条及び第54条の規定を準用する。この場合において、同規則第14条第1項中「配置換、兼務及び出向」とあるのは「配置換及び兼務」と読み替えるものとする。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は機構長が別に定める。

附 則 (令和5年7月31日制定)

- この規程は、令和5年8月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第4条の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「60歳、61歳、62歳、63歳及び64歳」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	60歳
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	60歳及び61歳
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	60歳、61歳及び62歳
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	60歳、61歳、62歳及び63歳

